

新型コロナウイルス感染症による出席停止、臨時休業等について（改訂版1）

日頃は、愛西市の教育にご理解、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について、一人の児童生徒の感染が確認された時点で、原則3日間の臨時休業の措置をとることとしておりました。しかし、該当児童生徒の出席状況や外部との接触状況、休日のまたぎ方などにより、保健所によって臨時休業の必要性がないと判断されることが分かりました。したがって、次の通りに対応を変更します。（変更部分：ゴシック体）

	児童・生徒の状況		出席の扱い	学校の休業
1	検査※1結果が陽性		出席停止 (保健所が許可するまで)	保健所の指導のもとで臨時休業の可能性あり※2 (原則3日間) <土日祝を含む>
2	保健所から濃厚接触者と特定された	陽性	検査結果が陽性となった段階で、上記1に同じ	
3		陰性	出席停止 (保健所が指示する期間)	休業なし
4	保健所以外(病院等)の勧めにより検査を受けた	陽性	検査結果が陽性となった段階で、上記1に同じ	
5		陰性	出席停止 (医療機関が指示する期間)	休業なし
6	同居の家族の検査結果が陽性		出席停止 (保健所が指示する期間)	休業なし
7	同居の家族が濃厚接触者と特定された		登校を控える(出席停止の扱い) (該当家族の検査で陰性の結果が出るまで)	休業なし
8	本人もしくは同居の家族が感染した疑い(風邪症状、発熱、倦怠感等の症状がみられる)がある場合		登校を慎重に検討する※3(出席停止の扱い) (家庭内感染の疑いなくなるまで)	休業なし

※1 検査は、新型コロナウイルスの感染を判断するすべての検査を指します。PCR検査、抗原検査がそれにあたります。

※2 一人の児童生徒の感染が確認されたら、臨時休業の必要性について保健所と協議し、臨時休業が必要であると判断された場合は、臨時休業期間や対象範囲(学校、学年、学級)について、保健所の指導のもとで決定することとします。その場合、臨時休業中に予定されている行事が中止・延期となることがあります。

※3 医療機関・学校にご相談ください。(地域の感染レベルによって対応が変わります)

<その他>

○ お子様や同居のご家族が新型コロナウイルスに感染しているおそれがある場合等には、昼夜を問わず学校と保健所にご連絡ください。
佐屋小学校 TEL 0567-28-3385 (夜間は市役所26-8111におかけください)
津島保健所(受診・相談センター) TEL 0567-24-6999

○ 教職員もしくはその家族が、1～8に該当する場合もこれに準じた対応をします。

○ 保護者の皆様におかれましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の予防、および、感染拡大防止に努めていただきますよう、お願いいたします。

○ 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止解除届の提出は必要ありません。

※ 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないことをご家庭でも話題にしてください。

